

9月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します

10月1日は、国勢調査。 October 1 is the Population Census Day.

日本に住むすべての人・世帯を対象にした国勢調査。調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる大切なデータとなります。10月1日のあなたの状況を調査票に記入し、ご提出ください。



Confidence
国勢調査員が
伺います。

9月下旬から、みなさんのお宅に調査票と提出用封筒を配布します。お届けするのは、総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた国勢調査員です。



Security
個人情報の保護は
万全です。

調査票に記入していただいた内容は、統計の目的以外に使用することはありません。調査票は、外部にもれないように厳重に管理します。



Convenience
調査票の提出
方法が選べます。

記入していただいた調査票は、封をして国勢調査員に渡していただくか市に郵送していただくか、ご希望の方法で提出できます。



国勢調査

総務省・北海道・赤平市

調査票が届いたら「調査票の記入のしかた」をよく読んで黒鉛筆で記入してください。



国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

クリック

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

調査についてのお問合せは…

■ 国勢調査コールセンター
☎0570-01-2010

設置期間 平成22年9月11日～10月31日
受付時間 午前8時～午後9時
(土・日・祝日も利用できます)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。【PHS・一部のIP電話】03-6738-6677
※ PHS・一部のIP電話の場合、所定の料金となります

Q 調査員はどんな人なの？

A 調査票を配布・回収する国勢調査員は、市長の推薦により総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。それぞれお住まいのライフスタイルに合わせ、早朝・夜間に訪問させていただくこともあります。



Q どうしても答えなければいけないの？

A もしも、調査票が提出されなかったり、正しい申告がされなかったりすると、誤った統計になります。そうしたことを防ぐために申告義務について法律で定められています。国勢調査に参加することは私たちの義務の一つなのです。

Q プライバシーは守られるの？

A 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。調査票は、外部にもれないように厳重に管理し、集計が完了した後は完全に溶かし、再生紙として生まれ変わります。調査票に書かれたことが漏れることはありません。ご安心ください。

Q 調査結果はどのようなことに使われるの？

A 例えば、議員定数や地方交付税を公平に分配するための基礎資料や、福祉施策、雇用政策、防災対策、都市整備計画などの各種行政施策に欠くことのできない資料として活用されます。このほかにも、将来人口の予測や企業の製品開発などさまざまな分野で調査結果が使われます。

問合せ 赤平市国勢調査実施本部 企画財政課地域対策係 ☎32-1834